

島根県農業改良資金貸付資格認定要領

制 定 平成22年 9 月30日付け 農第1037号

最終改正 令和 3 年 3 月31日付け 農第250号

農業改良資金に関する貸付資格の認定については、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）、農業改良資金融通法施行令（昭和31年政令第131号。）、農業改良資金融通法施行規則（平成14年農林水産省令第57号。以下「省令」という。）、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年 7 月 1 日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「資金基本要綱」という。）及び農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年 7 月 9 日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「運用基本要綱」という。）に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

第 1 貸付資格の認定

1 農業改良措置に関する計画

(1) 農業者及びその組織する団体（以下「農業者等」という。）が作成する計画

農業改良措置に関する計画の内容は、法第 6 条第 2 項及び省令で定めるところであり、資金基本要綱第 3 の 1 の(1)において定める経営改善資金計画書に含まれるため、隠岐支庁長及び各農林水産振興センター所長（以下「センター所長等」という。）は当該計画書及び貸付資格認定申請書（様式第 1 号）により貸付資格の認定を行うものとする。

(2) 認定中小企業者が作成する計画

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第12条第 1 項の規定に基づき、認定農商工等連携事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、センター所長等は、農商工等連携促進法第 5 条第 3 項の認定農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）及び貸付資格認定申請書（様式第 3 号）により貸付資格の認定を行うものとする。

なお、農商工等連携促進法第11条第 1 項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）が団体である場合に、その構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなすものとする。

(3) 認定製造事業者等が作成する計画

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、認定生産製造連携事業に農業改良支援措置（米穀新用途利用促進法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する農業改良支援措置をいう。以下同じ。）が含まれる場合には、センター所長等は、米穀新用途利用促進法第 5 条第 3 項の認定生産製造連携事業計画（以下「認定生産製造連携事業計画」という。）及び貸付資格認定申請書（様式第 3 号）により、貸付資格の認定を行うものとする。

なお、米穀新用途利用促進法第8条第1項の認定製造事業者等（以下「認定製造事業者等」という。）が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合に、その構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなすものとする。

- (4) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）が作成する計画六次産業化法第9条第1項の規定に基づき、認定総合化事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、センター所長等は、認定総合化事業計画及び貸付資格認定申請書（様式第3号）により、貸付資格の認定を行うものとする。

2 貸付資格の認定手続き

(1) 農業者等

ア 貸付資格の認定を受けようとする者（以下「認定希望者」という。）が農業者等である場合にあっては、認定希望者は、貸付資格認定申請書（様式第1号）に、資金基本要綱に基づく借入申込希望書（資金基本要綱別紙1）及び経営改善資金計画書（資金基本要綱別紙2）を添えて、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）又は融資機関に提出するものとする。

イ アにより貸付資格認定申請書を受け取った公庫又は融資機関は、当該申請書及び添付書類に送付書（様式第4号）及び融資審査・貸付資格認定意見書（様式第5号）を添えて、認定希望者が認定を受けようとする取組を主として行う地域を管轄するセンター所長等へ提出するものとする。

ウ イにより貸付資格認定申請書を受けたセンター所長等は、貸付資格（農業改良措置計画）の認定の適否について、審査するものとする。

審査の手続きは以下のとおりとする。

- ① 農林水産振興センターでは農業振興部農業振興課、隠岐支庁では農林水産局農業振興部農業振興課（以下「農業振興課等」という。）において、当該申請書を受理する。
- ② 貸付資格申請書を受理した農業振興課等は、農林水産振興センターでは農業部または農業振興課の各地域振興課、隠岐支庁では農林水産局農業振興部の各地域振興課（以下「地域振興課等」という。）に書類の写しを送付する。
- ③ 農業振興課等は、当該認定希望者について本県が貸し付けた農業改良資金の貸付残高を農業経営課に照会（様式第6号）し、農業経営課は回答（様式第7号）するものとする。
- ④ 地域振興課等は、当該計画内容が3の認定基準に照らして適合しているかどうかを判断し、その適否を融資審査・貸付資格認定意見書（様式第5号）に記載し、農業振興課等に送付するものとする。
- ⑤ 農業振興課等は、融資審査・貸付資格認定意見書を踏まえ、当該貸付資格の認定を行うものとする。

エ センター所長等は、公庫又は融資機関に対し、イにより書類の送付を受けた日

から原則 2 週間以内に農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書（様式第 8 号及び様式第 9 号）により、当該認定の審査結果を通知するものとする。ただし、当該期限内に通知することができないやむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

オ エにより認定可否の通知を受け取った公庫又は融資機関は、農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書（様式第 8 号）を認定希望者あてに送付するものとする。

(2) 認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者

ア 認定希望者が認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者である場合にあっては、認定希望者は、貸付資格認定申請書（様式第 3 号）に、運用基本要綱に基づき公庫が定めた借入れの申込みに係る書類の写しを添えて、公庫又は融資機関を経由して、認定を受けようとする取組を主として行う地域を管轄するセンター所長等へ提出するものとする。

イ その他の手続きについては、(1)のイからオを準用する。

(3) センター所長等は、(1)から(2)の認定に当たって必要と認めるときは、認定希望者又は融資機関に対し、当該計画に関する資料を求めることができる。

3 認定基準

センター所長等は、農業改良措置の内容が次に定める要件のいずれかを満たす場合は、農業改良資金（法第 2 条に規定する農業改良資金（法（農工商等連携促進法第 12 条第 1 項、米穀新用途利用促進法第 8 条第 1 項又は六次産業化法第 9 条第 1 項の規定により適用される場合を含む。）の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の貸付資格を認定するものとする。（別記 1 参照）

なお、当該認定に当たっては、別記 2 を参考に、地域の実状を斟酌しつつ農業者等個々の農業経営の改善に資するものであるか適切に判断するものとする。

(1) 新たな農業部門の経営の開始

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目（品種を含む。）区分へ進出する場合であり、作目区分は以下の区分を基本とする。なお、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培と施設栽培のように、技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては別の区分とすることができる。

米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他の家畜

(2) 新たな加工の事業の経営の開始

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合である。

(3) 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入

農業者等にとって新たな技術又は取組であって、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合である。

(4) 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合である。

- (5) 認定中小企業者に対する貸付けについては、認定農商工等連携事業を行う連携先の農業者等（連携先の団体（農商工等連携促進法第2条第2項の団体をいう。）の構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）である農業者等を含む。以下「連携先の農業者等」という。）が認定農商工等連携事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、認定中小企業者が連携先の農業者等に代わって、当該連携先の農業者等が行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該連携先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械や、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。

ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物又はその加工品（以下(5)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該連携先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準として、

- ① 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること

- ② ①の引受けについて、認定中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低5年以上の契約を継続することが見込まれること

のいずれも満たさなければならない。

- ③ なお、認定中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「連携先調達割合」という。）はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの①から③までの規定を準用する。この場合において、イの③中「生産等」とあるのは、「販売」と読み替えるものとする。

- (6) 認定製造事業者等に対する貸付けについては、農業経営に必要な施設であって、

新用途米穀（米穀新用途利用促進法第2条第2項に規定する新用途米穀をいう。以下同じ。）の生産の高度化に資するものに対して行う。

なお、「農業経営に必要な施設であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置」とは、認定製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものとする。

- (7) 促進事業者に対する貸付けについては、認定総合化事業を行う支援先の農業者等（支援先の団体（六次産業化法第3条第1項の団体をいう。）の構成員等である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。）が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。以下(7)において同じ。）の生産（六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下(7)において同じ。）又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品（以下(7)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「支援先調達割合」という。）はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの規定を準用する。この場合において、イ中「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

4 実績報告

2の(1)のエにより、認定の審査結果を通知したセンター所長等は、農業経営課長に報告（様式第10号）するものとする。

第2 制度の適正かつ効率的な運営について

県は、農業改良資金制度の適正な運営を図るため、地域振興課等における技術的、経営的な普及指導、農地保有合理化法人又は農業委員会における経営規模拡大のための農用地の権利移動等に関する指導、融資を行う機関における借受者の経済的状態、投資能力等の把握等、関係機関又は団体がその役割に応じた機能を十分に発揮できるよう関係機関との連携に努めるものとする。

第3 その他

農業改良資金制度を運営するための細部にわたる取扱いについては、必要に応じて農業経営課長が関係機関と協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年9月30日から施行する。

附 則 （平成23年3月1日付け農第1820号）

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則 （平成25年4月1日付け農第656号）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年5月31日付け農第250号）

この要領は、令和3年5月31日から施行し、令和3年6月1日から適用する。